

ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税
に関する取扱いについて

財関第 598 号
平成 14 年 7 月 26 日
改正 財関第 395 号
平成 18 年 3 月 31 日
改正 財関第 163 号
平成 22 年 2 月 17 日
改正 財関第 417 号
令和 2 年 3 月 31 日

標記のことについて、「ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令」（平成 14 年 7 月 26 日政令第 262 号。以下「令」という。）の施行に伴う取扱いについては、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知ありたい。

記

I 原産地を証明した書類等の取扱い

令第 3 条第 1 項《原産地証明書の提出》の規定によるポリエステル短繊維（令第 1 条第 1 項第 1 号《課税物件》に規定する「ポリエステル短繊維」をいう。以下同じ。）の輸入申告等（関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 67 条《輸出又は輸入の許可》の規定による輸入の申告、同法第 7 条の 2 第 2 項《申告の特例》に規定する特例申告並びに同法第 43 条の 3 第 1 項《外国貨物を置くことの承認》（同法第 62 条《保税蔵置場についての規定の準用》において準用する場合を含む。）及び第 62 条の 10《総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認》の規定による承認の申請をいう。以下同じ。）の際の原産地の確認方法及び取扱いについては、次による。

1 大韓民国、台湾及びアジア諸国（地域を含む。）（以下「大韓民国等」という。）からポリエステル短繊維が輸入される場合の取扱い

(1) 原産地を証明した書類の提出

イ 「原産地を証明した書類」とは、関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 8 条の 2 第 1 項《特惠関税等》に規定する特惠受益国等を原産地とする場合にあつては、関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 27 条第 1 項《原産地の証明》に規定する原産地証明書とし、それ以外の国又は地域を原産地とする場合にあつては、関税法施行令（昭和 29 年政令 150 号）第 61 条第 1 項第 1 号《課税標準決定のための書類及び原産地証明書等》に規定する原産地証明書とする。輸入申告等を受理しようとするときは、通常の審査のほか、これらの原産地

証明書の確認を行うものとする。

なお、原産地証明書の確認方法については、関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）8 の 2-1（特恵関税等を適用する場合の取扱い）の(1)のロの規定を準用する。この場合において、同項の(1)のロ中「当該輸入申告等に係る物品が令第 51 条第 1 項ただし書《原産地証明書の提出を要しない貨物》に規定する物品である場合を除き、同条第 1 項《原産地証明書の提出》の規定による原産地証明書」とあるのは、「ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令第 3 条第 1 項の規定による原産地証明書」と読み替えるものとする。

また、郵便物に係る原産地証明書の確認方法についても、これによるものとする。

- ロ 令第 3 条第 3 項《原産地証明書についての規定の準用》において準用する関税暫定措置法施行令第 28 条ただし書の規定により、原産地証明書の提出を猶予する場合の「災害その他やむを得ない理由」の意義については、関税暫定措置法基本通達 8 の 2-7（「災害その他やむを得ない理由」の意義）の規定を準用する。

この場合における提出猶予の申請は、「ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に係る原産地証明書提出猶予申請書」（別紙様式 1）2 通（原本、通知用）を提出することにより行わせ、提出猶予を認めるときは、猶予期間を記載し、うち 1 通（通知用）に承認印を押なつして申請者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として 2 か月以内で適当と認める期間とするものとする。

- ハ 令第 3 条第 3 項《原産地証明書についての規定の準用》において準用する関税暫定措置法施行令第 29 条ただし書《原産地証明書の有効期間》の規定により原産地証明書の有効期間を延長する際の実施については、次の関税暫定措置法基本通達の規定を準用する。

(イ) 同通達 8 の 2-7（「災害その他やむを得ない理由」の意義）の規定
(ロ) 同通達 8 の 2-11（原産地証明書の有効期間延長の承認申請手続）の規定

- ニ その他原産地証明書に係る取扱いについては、次の関税暫定措置法基本通達の規定を準用する。

(イ) 同通達 8 の 2-3（原産地認定の基準）の(1)の規定
(ロ) 同通達 8 の 2-5 から 8 の 2-6 まで（「やむを得ない特別の事由」の意義・税関以外の原産地証明書の発給機関で「税関長が適当と認めるもの」の取扱い・原産地証明書の有効性の認定）の規定
(ハ) 同通達 8 の 2-8（輸入許可前引取りの承認を受けることを条件として承認を受けられる貨物の範囲）の規定
(ニ) 同通達 8 の 2-10（分割して輸入する場合の原産地証明書の取扱い）の規定

(ホ) 同通達 8 の 2-16 (輸入申告等がされない輸入物品等に対する特惠関税等の適用) の規定

(2) 原産地証明書の提出がない場合の取扱い

上記(1)のイに規定する原産地証明書の提出がない場合には、輸入者に当該原産地証明書の提出を求めることとするが、原産国において原産地証明書の発給体制が整備されていないこと等のやむを得ない事情により、輸入者が原産地証明書を入手することが困難な場合で、関税法基本通達 68-3-6 (原産地の証明に関する用語の意義) の(3)に規定する仕入書その他の書類 (以下「仕入書等」という。) により原産地が明らかな場合には、当該仕入書等により原産地を確認して差し支えないものとする。

この場合におけるポリエステル短繊維に係る輸入申告等の原産地の認定の具体的方法は、関税法基本通達 68-3-7 (原産地の認定方法) のイからホまでに規定する仕入書等に記載された表示等により認定するものとする。

(3) 大韓民国を原産地とする場合のポリエステル短繊維の生産を証する書類の取扱い

令第 3 条第 2 項《生産を証する書類等》に規定する「当該ポリエステル短繊維の生産者の作成した当該ポリエステル短繊維の生産を証する書類その他税率の適用のために必要な書類」とは、生産者の生産証明書、メーカーズ・インボイス等の書類 (これらの書類のオーソライズされた写しを含む。) とする。ただし、輸入者が令第 2 条《税率》に規定する不当廉売関税の税率のうち 13.5% を適用して輸入申告等を行った場合で、税率の適用上特段の支障がないときは、これらの書類の提出を省略させて差し支えない。

2 大韓民国等以外の国又は地域からポリエステル短繊維が輸入される場合の取扱い

大韓民国等以外の国又は地域から輸入されるポリエステル短繊維に係る輸入申告がされた場合の原産地の確認は、仕入書等により行って差し支えないものとする。この場合における原産地の確認方法及び取扱いについては、上記 1 の(2)の規定を準用する。

II 不当廉売関税が課されるポリエステル短繊維の納税申告の方法

令第 2 条《税率》に定める税率による不当廉売関税が課される特定貨物 (令第 1 条《課税物件》に規定する特定貨物をいう。以下同じ。) の納税申告 (関税法第 7 条第 1 項《申告》に規定する申告をいい、特例申告 (同法第 7 条の 2 《申告の特例》に規定する特例申告をいう。以下同じ。) に係る指定貨物にあっては特例申告をいう。) については、「輸入 (納税) 申告書」(C-5020) (特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告書) の 2 欄を使用して、次のように行わせるものとする。

1 一般税率による関税 (令第 4 条《関税法の適用》に規定する一般税率に

よる関税をいう。以下「一般関税」という。)に係る申告事項は1欄目の関税に関する欄に、不当廉売関税に関する申告事項は1欄目の内国消費税等に関する欄の上欄に、消費税に係る申告事項は1欄目の内国消費税等に関する欄の下欄に、地方消費税に係る申告事項は、2欄目の白抜き部分に×印を記入させたいえ、同欄の内国消費税等に関する欄の上欄に、それぞれ記載させる。

- 2 一般関税に関する「税率」欄には、関税率法（明治43年法律第54号）の別表の税率（関税法第3条ただし書《条約による特別規定》の規定により条約に基づく税率の適用がある場合は、当該条約に基づく税率）を記載させ、当該税率の適用区分に従って適宜、「基」又は「協」のいずれか下の枠内に×印を記載させる。
- 3 不当廉売関税に関する申告事項の記載要領については、次による。

- (1) 「

酒		石		消		地			
---	--	---	--	---	--	---	--	--	--

」の欄中
「

地	
---	--

」の次に
「

AD	
----	--

」と記載させる。

なお、「AD」は、不当廉売関税を表すものとする。

- (2) 「単位」欄には、「輸入統計品目表」に定める統計単位である「KG」を記載させる。
- (3) 「正味数量」欄には、一般関税の場合と同数量を記載させる。
- (4) 「内国消費税課税標準額」欄には、一般関税の場合と同一の申告価格（CIF）を邦価で記載させる。
- (5) 「種別等・税率」欄には、適用する不当廉売関税の税率を記載させる。
- (6) 「内国消費税等税額」欄には、不当廉売関税の額を邦価で円単位まで記載させる。
- (7) 「税額合計」欄には、「関税」欄中「関税」を「一般関税」と訂正し、一般関税の額（合計額の100円未満は切り捨て）を記載させる。また、2欄目の右欄にAD税と記載し、左欄に不当廉売関税の額（合計額の100円未満は切り捨て）を記載させる。
- 4 納付すべき一般関税及び不当廉売関税の納期限を延長する場合の記載要領については、次による。
- (1) 「納期限の延長に係る事項」欄中「関税」欄を「一般関税」と訂正し、一般関税に係る延長する税額を記載させ、「税」欄に「AD税」と記載させ、不当廉売関税に係る延長する税額を記載させる。
- (2) 「延長しない税額」欄には、一般関税の額及び不当廉売関税の額からそれぞれの納期限の延長に係る税額を差し引いた税額を記載させる。
- 5 輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第2条第1号に

規定する電子情報処理組織をいう。)を利用して輸入(納税)申告される場合には、上記の規定にかかわらず、「電算関係税関業務事務処理要領」により取り扱うこととする。

III 不当廉売関税が課される申告の端数計算

不当廉売関税が課される場合の端数計算は、次の例のとおりとなるので留意する。

(例) 大韓民国原産の特定貨物の例

① 一般関税	(CIF 価格)	(税率 (協定税率))
	2,235,263 円	7.3%
	↓	↓
	$2,235,000 \text{ 円} \times 0.073 =$	163,155 円 (端数処理前)
	(端数処理後)	↓
		163,100 円 (端数処理後)
		(納付税額)
② 不当廉売関税	(CIF 価格)	(税率)
	2,235,263 円	13.5%
	↓	↓
	$2,235,000 \text{ 円} \times 0.135 =$	301,725 円 (端数処理前)
		↓
		301,700 円 (端数処理後)
		(納付税額)
③ 消費税	(内国諸費税等課税標準額)	(税率)
	$2,235,263 + 163,100 + 301,700 = 2,700,063 \text{ 円}$	4%
	$2,700,000 \text{ 円} \times 0.04 =$	108,000 円 (端数処理前)
	(端数処理後)	↓
		108,000 円 (端数処理後)
		(納付税額)
④ 地方消費税		(税率)
	108,000 円	25%
	$108,000 \text{ 円} \times 0.25 =$	27,000 円 (納付税額)

IV 納付手続等

不当廉売関税の納付手続等については、次による。

- (1) 不当廉売関税の「納付書」(C-1010)は、関税に係る納付書を使用し、一般関税とは別に作成させ、納付させる。

なお、納付書の各片には、その余白部分に「AD」と朱書きさせ、不当廉売関税の納付であることを明確にさせる。

(2) 国税収納金整理資金の管理において、徴収決定済額の登録は、一般関税と不当廉売関税を別々に行うこととする。

V 還付の請求の取扱い

令第5条《還付の計算期間等》に規定する還付の請求の取扱いは、次によるものとする。

- 1 関税定率法第8条第32項の規定に基づく還付の請求（以下「還付請求」という。）は、「ポリエステル短繊維に対して課した不当廉売関税に係る還付申請書」（別紙様式2。以下「還付申請書」という。）2通（原本、財務大臣送付用）（「財務省の計算証明に関する指定」（平成29年会計検査院訓令29検第402号）第17条第1項(2)《国税収納金整理資金支払命令額計算書の証拠書類の指定》の規定により会計検査院に送付する必要がある場合（同条第2項の規定により支払決定の額が300万円を超えないものを除く。）には、1通を加える。）を税関長に提出させるものとする。
- 2 還付請求があった場合には、還付申請書のほか、次の証拠その他要還付額があることの十分な証拠を添付させることとなるので留意する。
 - (1) 令第5条に規定する計算期間において、大韓民国又は台湾の生産者が、それぞれの国又は地域内の需要者に販売したポリエステル短繊維の販売価格に関する証拠
 - (2) 令第5条に規定する計算期間において、大韓民国又は台湾から本邦に向けて輸出されたポリエステル短繊維に係る生産者の諸経費、利潤等に関する証拠
- 3 還付申請書が提出された場合の取扱いについては、次によるものとする。
 - (1) 受理担当官は、当該申請書の形式要件を審査し、適正であると認められる場合は、統括審査官の決裁を受けた後に、これを受理するものとする。
 - (2) 統括審査官は、受理した申請書を（支署、出張所にあつては、通関総括担当部門の統括審査官を経由して）本関の通関総括部門担当の統括審査官に送付する。
 - (3) 本関の通関総括部門担当の統括審査官は、当該書類について必要な決裁を受けた後、当該申請書及び上記2に規定する添付書類1通を、関税局業務課を経由して財務大臣に送付するものとする。

(別紙様式 1)

ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に係る原産地証明書提出猶予申請書

平成 年 月 日

税関長 殿

申 請 者

住 所

氏名(名称及び代表権者の氏名) ㊞

(署名)

ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令第 3 条第 1 項に規定する原産地を証明した書類について、同条第 3 項において準用する関税暫定措置法施行令第 52 条ただし書の規定により、下記のとおり、その提出の猶予をお願いします。

記

原 産 地	
輸 出 者 名	
記号・番号	
品 名	
個数・数量	
申 請 理 由	
提 出 期 限	

(注) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

(規格 A 4)

(別紙様式2)

ポリエステル短繊維に対して課した不当廉売関税に係る還付申請書

平成 年 月 日

税関長 殿

申請者

住所

氏名(名称及び代表権者の氏名) ㊟
(署名)

(担当者名)

(電話番号)

大韓民国及び台湾を原産地とするポリエステル短繊維について、関税定率法第8条第32項の規定により、関税の還付を下記のとおり申請します。

記

還付申請の計算期間	自.平成 年 月 日		至.平成 年 月 日					
生産者の氏名又は名称 生産者の住所								
還付を受けようとする 不当廉売関税の合計額	円							
還付を受けようとする不当廉売関税額の計算の基礎								
輸入許可 年月日	申告番号	課税価格 イ	不当廉売 関税率 ロ	不当廉売関 税納付額 ハ=イ×ロ	当該年の不 当廉売差額 ニ	輸入数量 ホ	不当廉売差 額相当額 ヘ=ニ×ホ	還付請求額 ト=ハ-ヘ
		円	%	円	円/Kg	Kg	円	円
合計								

- (注) 1. 本申請は、生産者毎に記載して下さい。
2. 「還付申請の計算期間」の欄には、還付請求を行おうとする年における最初の輸入(納税)申告の許可年月日及び最終の輸入(納税)申告の許可年月日を記載して下さい。
3. 「還付を受けようとする不当廉売関税額の計算の基礎」の輸入(納税)申告毎の「還付請求額」の欄には、金額がプラスの場合のみその金額を記載して下さい。
なお、「還付を受けようとする不当廉売関税額の計算の基礎」の部分に記載しきれない場合は、別紙に記載して差し支えない。
4. 要還付額があることの十分な証拠を添付して下さい。
5. 本申請書は、3通提出して下さい。
6. 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。
(規格A4)